慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観 (一九八六年)
Sub Title	A brief survey of reports of the National Council for Crime Prevention of Sweden (BRÅ) 1986
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.10 (1987. 10) ,p.94- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19871028-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観（一九八六年）

坂田　仁

一九八六年中にスウェーデンの犯罪防止委員会から私の手許に送られて来た資料は左記の通りである。ストックホルム大学のK・スベリ教授と犯罪防止委員会のご好意に感謝しつつ、以下その大要を紹介することにしたい。

最初に送付され来た資料を掲げる。

○BRÅ Forskning

1. Finland tur och retur (av Monika Olsson), Forskning 1986: 1 (フィンランド往復切符)[1]
2. Vad gör polisen? (av Johannes Knutsson och Pirjo Partanen), Forskning 1986: 2 (警察は何をしているか)
3. Kampen mot EKO-brotten; del 1. Polisen (av Leif G W Persson), Forskning 1986: 3 (経済犯罪との闘争（第一部）、警察)
4. Brottsutvecklingen 1986, Forskning 1986: 4 (犯罪のすう勢)

○BRÅ Utredning

5. Att arbeta tillsammans (av Margit Gummesson och Lars Alexandersson), Utredning 1986: 1 (共に働くこと)
6. Bra lås och goda grannar… —en handbok för brottsförebyggare—, Utredning 1986: 2 (よい錠前とよい隣人——犯罪予防ハンドブック)
7. Läktarvåld—Orsaker och åtgärder, Utredning 1986: 3 (観衆の暴力——原因と処置——)

○Kansli PM

8. Stöd och hjälp åt brottsoffer (av Sten Falkner), 1986: 1 (犯罪被害者の救済)
9. Narkotikasituationen i Sverige 1986 (av Bo Svensson),

1986: 3（スウェーデンの薬物乱用の状況）

10. Samhällets olycksbarn (av Owe Larsson), 1986: 4（社会の不遇児童）

11. Branschundersökningar—En litteraturstudie—(av Lars Dolmén), 1986: 5（業種調査——文献研究——）

○英文資料

12. Delinquent Network (by Jerzy Sarnecki), Report 1986: 1

13. The Swedish Penal Code 1986, Report 1986: 2

14. Economic Analysis of Crime in Sweden (by Perry Shapiro and Harold L. Votey Jr.), Report 1986: 3

15. Who is Responsible for Spectator Violence? (by Jan Ahlberg), Information Bulletin of the NCCP (Brå) No. 1, Jan 1986.

16. Measuring Drug Incidence—The Swedish Experience (by Bo Svensson), Information Bulletin of the NCCP (Brå) No. 2, March 1986.

17. The Day-fine System in Sweden (by Hans Thornstedt), Information Bulletin of the NCCP (Brå) No. 3, Oct 1986.

右の他に、Brottsförebyggande rådet 1986, Goda råd för brottsförebyggare などのパンフレットが届いている。BRÅ Apropå は六号まで発行され、一九八七年一号まで届いている（末尾内容一覧参照）。

以上の他、ストックホルム大学犯罪学研究所より、Britt Sveri, Återfall i brott bland utländska medborgare, Knut Sveri, Japan Paper 1980–1985[2] (Institute of Criminal Science, University of Stockholm) を得た他、スヴェリ教授のご好意により、Påföljd för brott, SOU 1986: 13 (Lagtext och sammanfattning), Påföljd för brott, SOU 1986: 14 (Motiv), Påföljd för brott, SOU 1986: 15 (Bilagor) の刑法改正に関する審議会（Fängelsestraffkommittén）の答申の恵贈を受けた。[3] また、Årsberetning 1984, Kriminalistisk institut, Københavns universitet (Kriminalistisk instituts steneilserie Nr 28., 1985.) を得ることもできた。[4] しかし、本稿ではこれまでの例にならい、犯罪防止委員会の報告書を中心にして紹介をすゝめることにする。

× × ×

第一の報告書は、国外追放処分に付されたフィンランド人に関する実態調査である。[5]

一九八四年六月に犯罪防止委員会は、労働市場庁（AMS）より右の調査を委託された。労働市場庁の調査委託事項は、

一、初度の国外追放処分以前にスウェーデン国内に居住していた者の数と彼等の滞在期間、

二、彼等のフィンランド国内での犯罪と処分、

三、国外追放処分を受けた者のなかで、不法滞在の理由で有罪判決を受けた者の数、

四、一九八〇年七月一日に施行された外国人法（Utlänningslagen (1980: 376)）により、裁判所の国外追放処分事件の実務に変化が

第1表　外国人受刑者

年	総数	外国人	フィンランド人	入国禁止	同比率
1980	12,054	2,505	1,526	492	32%
1981	13,234	2,578	1,493	392	26%
1982	13,798	2,689	1,549	393	25%
1983	15,168	2,634	1,491	332	22%
1984			1,356	253	19%

(Forsknining 1986：1, p.19, tab.2, Kriminalvård 1983-1984, p.38, tab.5.2.4.)

第2表　人格調査等の実施(%)

	人格調査	精神鑑定	診断書
不明	6	6	6
不実施	16	87	79
本件で実施	68	6	14
過去に実施	10	1	1
合計（実数）	100 (509)	100 (509)	100 (509)

(Forskning 1986：1, p. 41, tab. 12)

あったか否か、

五、裁判所は、北欧人に対して、それ以外の者に対するよりも軽い罪で国外追放処分にしていないか、

の五点である。[6] 本報告書による右への回答は次の通りである。[7]

一、国外追放処分を受けているフィンランド人は、短期滞在者が主で、住居、職業ともに安定していない。またスウェーデンに家族がいる者も少ない。が、同時にフィンランドとの結びつきもよわい。即ち彼等は社会的適応状態のよくない者で、社会的に疎外され、アルコール、薬物の乱用を伴っている場合が多い。

二、フィンランド国内で犯罪をしている者が多く、スウェーデンで国外追放処分を受ける前に犯罪がある、

三、彼等の約半数はスウェーデン国内不法滞在で有罪の判決を受けている。追放期間の長い者ほど不法滞在で有罪判決を受けている可能性が大きい。

四、一九八〇年以降国外追放処分を受けた者の数は大幅に減少した。裁判所は国外追放処分を制限的に用いている。

五、北欧人が他の外国人に比べて、軽い犯罪で国外追放処分を受けているという証拠は存在しない。

第1表から明らかなように、スウェーデンとフィンランドの隣国同士の関係が本報告書の背景にあると思われる。私の興味を一番ひいたのは、裁判所が国外追放処分を決めるのに際して人格調査の結果等を参考にしている点で、事件の八割弱で人格調査が行われていることが、統計表に示されている（第2表）。

結論部分を一部訳出すると「毎年国外追放処分になるフィンランド市民の数は近年急激に減少している。犯罪で有罪判決を受け、なお国外追放処分に付される者の数も減少している。……北欧人が他の外国人に比べて軽い犯罪で追放されているということを統計は示していない。追放されたフィンランド人の調査からは、その三分の二がスウェーデンから初めて追放された時以前にフィンランドで犯罪をしていたことが示されている。追放の際彼等は、住居や職業や家族の面で、ごく限られた度限でしかスウェーデンとかかわりをもっていたにすぎない。……国外追放の手段は今は以前と比べて限られた範囲でしか用いら

れていない。典型的な被追放フィンランド人は、スウェーデンに永年居住し、社会的に適応していた者ではない。多数の者にとっては追放は、家族、住居、職業を得て多年にわたって居住していた国に滞在する権利（可能性）を奪われたということを意味するものではない。しかし、正にこれに当る例も調査資料の中にみられた。[8]」その二個の事例[9]が、比較的くわしく、最後に記載されて、この報告書は閉じられている。

第二の報告書は、警察活動に関する実態調査の報告である。スウェーデンでは一九六五年の警察の中央集権化[10]が図られ、その後更に、社会の発展に応じて、技術性、機動性の強化が進んでいる。その中で、特に、自動車による巡回業務の拡張が警察を地域社会から孤立化させるのではないかとの危惧が示された。そこから一九七三年に、地域警察活動が新たに設けられた。本報告書は、この地域警察活動と秩序維持活動との業務比較を行っている。

地域警察(kvarterspolisverksamhet)は、援助的、犯罪予防的機能を主として、全国に約四〇〇箇所に設置されている地域警察事務所をベースにして活動している。一方秩序維持警察(ordningspolisverksamhet)の方は、抑圧的、犯罪鎮圧的機能を主として、主にパトカー等による機動力を用いて活動をしている。どちらも、犯罪捜査の専門ではなく、犯罪捜査の主要部分は刑事警察が行っている。

地域警察活動と秩序維持警察活動の調査を報告書の著者は、国家警察庁の委託によって行ったのである。[11]調査の方法は、日常業務の組織的観察である。地域警察活動に従事する警察官（以下ＫＰと略す）と秩序維持活動に従事する警察官（以下ＯＰと略す）とを各々の当番勤務時間中に追跡調査して、その活動内容を客観的に記述している。調査は、ＫＰ二人を一四当番勤務時間づつ、ＯＰ一チーム（二人で構成）を二八当番勤務時間にわたって観察することによってなされた。

調査の結果は、内勤事務（Polisstation）、警邏事務（Patrullering）、外勤事務（Uppsökande verksamhet）に警察事務を分けて記述されている。

第3表から判る通り、時間の使い方にＫＰとＯＰの相違が明確に示されている。内勤事務においては、被害届や告発書の受付け、相談、見学者の受け入れなどの仕事が主で、地域警察事務所にはかなり見学者があるようである。ここでの業務にはＫＰもＯＰも大きい違いはない。警邏事務はＯＰの方に多く、その大部はパトカーによるもの、ＫＰの場合は徒歩による場合が多い。ＫＰはむしろ、地域との結合性から外勤事務（その主要なものは学校、図書館等公共施設への出張、警察補導のための出張(Besök av polisiär-socialkurativ karaktär)、連絡のための出張、私用外出、その他、である）が多く、当番勤務時間の約四分の一がこれに費されている。

外勤事務の内容別にＫＰ、ＯＰ別にその割合をみたのが第4

第3表　警察事務の時間配分（時間・比率）

	KP		OP	
1 内勤	99	46%	104	46%
（地域事務所）		(25)		(0)
2 警邏	68	31%	114	50%
（パトカー）		(65)		(97)
（徒歩）		(35)		(3)
3 外勤	49	23%	8	.3%
合計	216	100%	226	100%

(Forskning 1986：2, p.31, tab.1 等より作表。)

第4表　外勤事務の内容（%）

	KP	OP
公共施設等への出張	23	17
警察補導等の出張	26	0
連絡のための出張	43	0
私用外出	5	12
その他	4	71
合計	100	100
総時間（時間）	49	8

(Forskning 1986：2, p.38, tab.2.)

第5表　警邏事務の内容（%）

方法 / 内容	徒歩 KP	徒歩 OP	パトカー KP	パトカー OP
介入措置	3	3	21	41
取締業務	0	1	7	10
日常的視察	34	64	58	42
連絡・接触業務	61	28	5	4
その他	2	5	9	3
合計	100	101	100	100
総時間（時間）	24	3	44	111

(Forskning 1986：2, p.45, tab.3.)

表である。この表はOPにはほとんど意味はなく（総時間が僅か八時間）、KPの業務について意味がある。

第5表は警邏事務の内容をみたものである。KPは徒歩による場合が多く、OPはパトカーによる場合が多い。介入措置は、犯罪発生の場合、秩序維持の場合、交通取締の場合、援助事務の場合に分けられるが、[12] 交通取締の占める割合が一番多い。KPは自転車などによる小違反、OPは大きい違反を扱っている。犯罪発生の場合には初期的措置の後事態を刑事警察部へ引き継いでいる。秩序維持というのは酔漢の保護や喧嘩の取り鎮めなどである。OPは犯罪を扱う場合が比較的多い。援助事務は困り事の相談が主である。

警邏事務をKPは地域内の徒歩巡回により町の中心部と学校の秩序維持に当り、OPは自動車にかかわる取締を主に行っている。ともに第5表から日常的視察の割合が一番多い。ただ、この場合でも、KPの活動には非警察的傾向が強く現われている。

この研究は、KPとOPの比較を記述的に行うということで、各々の活動に対する犯罪防止上の効果についての評価はなされていない。[13] むしろ、犯罪に影響する多くの要因は、警察活動とは次元の異るものであり、警察活動についてどんなに研究、改良がなされても、そこには常に果てしなく新工夫の余地が残されているとされる。同時に警察活動の評価の基準が欠けている

ことも指摘されている。

第三の報告書も警察の問題を取扱っているが、主眼は経済犯罪におかれている。警察内部における経済専門部門の活動の分析と評価が主題となっている。

著者は一九七七年に警察庁内に設けられた組織犯罪対策研究グループに専門家として参加して以来経済犯罪に関心をもち、[14]以前にも犯罪防止委員会の報告書に研究を載せている。[15]

本報告書は、㈠背景、㈡警察の経済課の評価、㈢導入期の経済課の組織、㈣現在の経済課の組織、㈤担当職員の問題、㈥研修、㈦特別な専門職員の必要性、㈧協力と調整の問題、㈨経済課の活動一般、㈩経済課の取締活動、(十一)経済課の活動にかかる刑事訴訟手続上の問題、(十二)考察と提案の章別を有している。このうち、㈠、㈡は序論的に問題の背景と研究の目的、方法について述べており、㈢～㈥は経済課の組織上の諸問題を扱い、㈦～(十二)は経済課の行っている活動の問題点を取り扱っている。それらをまとめて、最後に考察と提案の章がおかれている。

経済課が警察に設けられるようになったのは一九七七年からで、ストックホルムその他の大都市の警察にまず設置され、順次全国の警察へと拡がった。その扱う事件は、次に掲げる経済犯罪取扱要領の通りである。[16]

経済犯罪取扱要領（警察庁）抄

経済犯罪は、経済的利益の獲得を直接動機とし、次の三条件を充足する犯罪を指す。

一、犯罪行為が継続的な性格をもち、体系的に遂行される。

二、犯罪行為が計画的、組織的形態で遂行される。

三、犯罪行為が、それ自体としては犯罪性をもたないが、特別な場合に犯罪行為の根拠をなすような経済的活動の枠内で行われるものでなければならない。

経済犯罪は、特に規模が大きい、大きい社会的価値にかかわっている、個人を集団的に侵害するという根拠で経済犯罪だとされている。通常の犯罪の場合と同じ方法、即ち、例えば被害者の告発によって警察には認知されない隠された犯罪として通常問題になる。経済犯罪は、検挙し、訴追することが困難で、法律的にも、審理方法の上でも複雑なものである。その他、行為者は永年にわたり経済的活動を統制し（この活動の中で犯罪が生じている）、その他様々な犯罪の対象物を統制しているのが、その一つの特徴である。行為者は、こうして、詐欺的性質の知能的操作の結果である経済的犯罪行為を犯す特別な知識と特殊な素地とを保有しているのである。

経済犯罪は一般的に、個人にむけられるのではなく、個人の集団、社会、国家にむけられるものである。個人の集団というのは、株主、使用者、消費者、借家人、競争相手などである。社会には勿論環境がふくまれる。

上述の条件により、例示的に下記の犯罪が経済犯罪になる。

a、租税犯罪、（社会的）掛金や関税に関する規定に反する罪、課税規定に反する罪

b、通貨犯罪

c、経済活動の枠内で生じる詐欺

d、債務に関する犯罪及び破産に伴うその他の犯罪

e、債権者、信用提供者、保険提供者に対する犯罪

f、国の補助金やローン保証に関する規定に反する犯罪

g、ある種の環境犯罪

経済犯罪の概念には、現実的な意味で、組織犯罪即ち組織自体が犯罪性をもつ諸活動は、たとえそれらの犯罪が包括的で、調査困難で、或いは巨額な金品に関するものであっても、含めないものとする。これら組織犯罪とは、例えば、大がかりな薬物犯罪、組織売春の形態をとる媒合罪、組織的賍物罪、違法な賭博又はクラブにおける酒類の提供である。経済犯罪は、従ってまた個人の犯す財産犯（金額の大きさは無関係）ではなく、経済活動と何らかの関係をもつものである。

経済課は、上記a～gに掲げる経済犯罪の内偵と捜査を行わなければならない。その他の組織犯罪は以前と同様に、麻薬課、盗犯課（組織的賍物罪）、詐欺課（違法賭博とクラブにおける酒類の提供）及び暴力課（組織的媒合）の如き警察内の他の部局によって処理しなければならない。

以上引用が長くなったが、スウェーデンで経済犯罪が実質的にどう理解されているかが明らかになったと思う。[17]

著者は、経済犯罪の特徴を㈠被害者のないこと、㈡行為者が経済活動のシステムの一員になっていること、㈢行為は思慮ぶかく行われ、複雑なものであることの三点に認め、その種犯罪は発見されにくく、また仮に発見されても許追が非常に困難であるとする。[18]

その職員には経済活動についての知識と経験が必要とされる他コンピューターに関する知識も不可欠だとされる。将来的には経済犯罪の専門捜査官の必要性が指摘される。また経済犯罪の性格から税務署、執行官事務所などとの協力も不可欠である。それらの機関との協力関係はうまくいっているというのが著者の観察の結論である。

経済課の活動内容は大きく分けて能動的、受動的の二つになる。[19] 前者は積極的に摘発活動をしているもの、後者は他からの情報の提供を受けてから活動するものである。各地の経済課の大部分は後者に属し、前者に属するものはストックホルム警察と警察庁刑事局（rikskriminalen）など少数である。[20]

一九八五年中に経済課は、全国統計で約二、五〇〇件（約六、二〇〇個の犯罪事実と約五、〇〇〇人の被疑者をふくむ。）を受理し、前年度の繰越約二、〇〇〇件（約五、〇〇〇個の犯罪事実と約四、〇〇〇人の被疑者をふくむ。）を併せて、捜査を実施した。捜査実施件数は約二、〇〇〇（犯罪事実約五、〇〇〇、被疑者約四、〇〇〇）であり、一九八五年中に終結した事件は約二、四〇〇（犯罪事実約六、〇〇〇、被疑者約五、〇〇〇）である。[21] その内訳は第6表の通りである。この比率は全国平均で、地方的なバラツキがある。債務に関する犯罪というのは刑法十一章に定める罪で破産に関する犯罪はここにふくまれる。[22]

これらの事件の発覚の端緒は、㈠州庁会計検査部局又は税務署からの通報（四〇％）、㈡破産管財人からの通報（二〇％）、㈢経済課の捜査中に判明した関連事件（一二％）、㈣他の部局からの連絡（五％）、㈤経済課独自の摘発（五％）、㈥被害者に相当する者からの通報（七％）、㈦一般からの通報（ほとんど零）となっ

ている。[23]

経済課の活動によって租税犯罪、債務に関する犯罪にどの程度の効果が生じたか。これが次の問題になっている。

債務に関する犯罪についてみると、一九七七年以降この犯罪は急激にふえている。またこの期間は経済課の陣容が強化された時期である。同時に企業の破産件数が増加した時でもある。経済課の設置以後経済犯罪の摘発が進んだ結果ともみられるが、これには地域差や時間的ズレの問題などもあり、断定はできないとされる。

一方租税犯罪では陣容の強化と犯罪の増加とは比例しておらず、一九八三年を境にして租税犯罪は減少にむかっている。これには、経済課以外の警察部局の活動、課税システムの強化（税務署の取締）なども作用しており、経済課設置の効果だけではない。

経済課の取扱った経済犯罪の七五％は有罪判決を受けており、これは一般の犯罪の中の窃盗の検挙率が一〇％とされるのに比べて非常に高い。[24]

刑事訴訟手続上の問題としては、㈠強制処分の使用、㈡法的安定性の問題、㈢訴訟経済の問題を著者は扱っている。いずれも、経済犯罪は個人を対象とするものでなくて組織を対象にするところから生じているものといえ、例えば拘置処分を取り得ない場合のあること、個人のプライバシーと企業の責任との関係、制裁の選択上の問題などが論じられている。行政訴訟との関係も問題になる。

経済課に対する著者の全体的評価は積極的なものである。職員の質も高いし、それなりの効果も上げている、調査機能も充分果している（初期に考えられた能動性はみられず、受動的な＝reactive＝方向に進んではいるが、）とされる。将来的には経済課の活動に対する指導性の問題を解決する必要があり、この関係で、警察庁内の経済犯罪に対する役割を明確化することを提案している。

第四の報告書は、一九八五年の犯罪のすう勢の報告である。

第6表　1985年中に取扱った経済犯罪（全経済課）（%）

	犯罪の割合	犯罪事実の割合	投入労力の割合
租税犯罪	50	60	55-60
債務に関する犯罪	20	＞20	25-30
詐欺犯罪	＜20	15	10
その他の犯罪	＞10	＜10	10
合計	100	100	100
N	2,500	6,200	250

(Forskning 1986 : 3, p.86, tab.10.1.)

例年とほぼ同じ形式で記述がなされている。[25]

一九八五年に認知件数は遂に百万件をこえた。一、〇一八、三四九件で前年比七％の増加である。刑法犯八八％、特別法犯一二％の比率は例年とほぼ同じである。刑法犯の約九〇％は財産犯でその三分の一は車に関係している点も変らない。各犯罪の構成比は一九六五年以来、即ち、警察の中央集権化、現行刑法の施行、統計方式の変更の行われた年以来大きい変化はない。総数のみが年々漸増している。ケトレーやデュルケームの指摘が思い出される状況である。全体的な傾向の季節変動（夏に多く冬少ない）、地域変動（大都市集中）が報告されている。ストックホルム、マルメは増加したが、ヨーテボリが前年に比べて減少したのは、ヨーテボリの特殊現象で一九八四年に大がかりな詐欺が発覚したため（一九八三年比六三％増）で、その分が一九八五年に減ったからだとされる。[26]

報告書は例年通り、人身犯（Per-Olof H Wikström）、性犯罪（Monika Olsson）、強盗（Jan Andersson）、侵入盗（Jan Ahlberg）、自動車盗（Lars Dolmén）、その他の窃盗（Stefan Sollenhag）、詐欺（Johannes Knutsson）、器物損壊（Jerzy Sarnecki）、薬物犯罪（Johannes Knutsson）、交通犯罪（飲酒運転）（Torbjorn Thedéen）に分けて報告されている。カッコ内は著者である。飲酒運転の項は本年はじめて報告された。経済犯罪についての報告はない。

人身犯は三二、五五七件で前年比四％の増加である。その九割迄は通常の暴行傷害事件である。人身犯の発生率は実質的には変化していないとみられている。一九六五年と一九八二年の増加はともに実質的増加を意味しない。著者自身の研究[27]からの引用がみられる。

殺人について日本の統計との比較をしておくと第7表のようになる。これは、スウェーデン刑法に定める謀殺、故殺、傷害致死の総数と日本の刑法に定める殺人、強盗致死、傷害致死の総数とを過去七年分についてまとめたものである。件数で日本は一三倍から一八倍になっている。一九八四年の有責人口でみ

第7表　人身犯の比較

	日本			スウェーデン
	殺人	強盗致死	傷害致死	謀殺・故殺・傷害致死
1980	1,684	45	221	135
1981	1,754	52	214	146
1982	1,764	48	218	125
1983	1,745	65	188	121
1984	1,762	61	214	116
1985	1,780	67	185	126
67歳以下の人口	8,614万人(14歳以上)			561万人(15歳以上)

(Forskning 1986：4, p.21, tab.2 及び犯罪白書による。日本の人口は総務庁統計局編日本の統計(昭61)，スウェーデンの人口は SOU 1986:15, Påfoljd for brott, p.78による。)

ると日本はスウェーデンの一五倍強になるので、発生率そのものの違いは小さいと思われるが、人口の多い分だけ特殊な事件の生じる可能性は大きいといえるかもしれない。

性犯罪については、始めに一九八四年の法改正の紹介がなされている。[28] 一九八五年には四、〇七八件あり前年比七％の増である。一九七六年以降増加傾向が続いている。内容的には、わいせつ行為が最も多い。被害の方からみると認知事件の三〇％はホモセクシュアルであり、ホモセクシュアルの七二％、ヘテロセクシュアルの六〇％は一五歳未満の者が被害者になっている。

強盗は三、八五一件で前年比五％（一七〇件）の増である。内訳は次の通りである。

銀行及び郵便局強盗	二四二件
商店及びタクシー強盗	四五九件
対人強盗	三、一五〇件
計	三、八五一件

大都市犯罪であり、検挙率は低い。少年の割合も少ない。社会的に疎外された者同士の間で発生するものが多いとされる。

日本と比べると強盗の件数は相当多いが、これは構成要件の違いによるのではないかと思われる。強盗には物盗りタイプ、事後強盗タイプ、財物強要タイプの三種があるといわれ、[29] 日本の強盗と恐喝の一部とをふくんでいると思われるからである。強盗について日本とスウェーデンを対比するためには、強盗致死を除いた日本の強盗と恐喝、スウェーデンの加重強盗、強盗、財物強要（刑法九章四条）の、各々の総数で比較する必要があろう（第8表参照）。

侵入盗は、一四四、五七一件で、前年比二％の増加である。件数は一九五〇年に比べ五倍になっている。重窃盗（刑法八章四条）が主体であり、暗数は少ない。検挙率は一〇～一五％の間を変動している。一九八五年の検挙率は一一％である。大都市の盛り場と関連が深く、検挙事件の行為者は二〇歳未満の青少年が多い。

自動車窃盗は、四四、九六七件で、前年比一七％増である。最も急激な増加率を示している。暗数は少なく、届出率も高い。日本でいわゆる使用窃盗に当る場合が多いようで、盗難車の八〇％は発見されている。検挙率は一七％。少年犯罪であり、検挙された者の三分の一は一五～一六歳の少年である。車種別の被害車両数の一覧が載せられている。[30]

その他の窃盗（強盗、侵入盗、自動車を除いた刑法八章に触れる行為）は、四二五、六五一件で、前年比八％の増加。手口別に、車上狙、自転車盗、バイク盗、店舗盗、学校荒し、居空、その他に分けて件数が掲げられている（第9表）。その構成比は例年

第8表　強盗の比較

	1981	1982	1983	1984	1985
強盗（スウェーデン）	3,228	3,530	3,473	3,681	3,851
強盗（日本）	2,325	2,251	2,317	2,188	1,815
（致死内数）	(52)	(48)	(65)	(61)	(67)
恐喝（日本）	10,048	11,647	11,992	12,408	12,679

（Forskning 1986：4, p.105, tab.1 及び犯罪白書（昭和61年）による。）

第9表　窃盗の手口別構成

	件　数	構成比	増加率
車上狙	125,200	29.4%	+11%
自転車盗	89,900	21.1	− 5
バイク盗	5,400	1.3	−11
店舗盗	61,100	14.4	+21
学校荒	9,500	2.2	+12
居空	12,800	3.0	+ 2
その他	121,700	28.6	+10
合計	425,600	100	+ 8

(Forskning 1986：4, p.52, tab.8.)

と大差ない。前年比では、車上狙、店舗盗、学校荒しが増え、自転車盗、バイク盗は減少している。長期的には、一九七〇～一年にその他の窃盗が全体として急激に増加し、一九七三年に急激に減少している。これは盗難保険の支払条件の変化に原因があるとされる。その他ひったくりの増加が特記されている（年間一、〇四五件）。検挙率は一九％だが、店舗盗では七六％（ほとんど現行犯）である一方、自転車盗では二％にしかならない。その他個々の手口類型毎に説明がある。

詐欺（刑法九章に定める詐欺及びその他の不正行為がここにふくまれる。）は、九四、七三八件で、前年比四％の増加である。内容的には、昨年までと異なり、クレジット詐欺（二三・五％）、小切手詐欺（一三・八％）、旅館等での詐欺（八・二％）、賍物（一〇・四％）、個人口座の残高不足詐欺（七・九％）、その他（三六・三％）に分けられている。暗数の量は推定困難。検挙率は約七〇％である。[31] 大都市に多い犯罪であり、関連検挙（serieuppklaring）も多い。詐欺は、支払手段として小切手の使用が認められた時以来増加し、その防止手段として小切手の使用に際し身分証明書の提示を義務づけた時に減少した。[32] しかし一九七〇年代後半に再び急激に増加している。カードによる物品購入に際し身分証明書の提示を必要化したが効果はみられないとされる。[33]

器物損壊は、七四、〇〇八件で、前年比三％の増加である。一九五〇年と比較すると一一倍になる。自動車に対するものが三〇％、弄火が三・七％、公共物に対するものが一五％、その他五一％である。暗数が非常に大きく、検挙率は約二〇％と低い。全国的に増加している。大都市の犯罪であり、少年の犯罪（被疑者の六〇％は少年）である。その防止策が求められている。

薬物犯罪は、三五、九七一件で前年比六％の減少である。これは、麻薬取締法（NSL）違反の数で、密輸取締法（VSL）違反の数をふくまない。所持が五四％、譲渡が四五％、生産、取引が一％である。いわゆる取締犯罪（spaningsbrott 或いは ingripandebrott）であり、検挙率に意味がない。統計数値の変動は、当局の薬物取締政策の変動をそのまま反映している。また、乱用の性質から犯罪者の数に意味があり、犯罪の行為の数には余り意味がない。一九七八年には三、八〇〇人で二〇、六〇〇件（一人当り五・四件）であったが、一九八二年には七、五〇〇人で六

八、五〇〇件（一人当り九・一件）となっている。

薬物犯罪は大都市犯罪であると同時に、犯罪性ある者の犯罪である。一九八五年中の刑務所収容者七、一一八人の二二％（一、五八〇人）は重篤な乱用者であった。

なお、第九の資料（Narkotikasituationen i Sverige 1986）は、スウェーデンにおける薬物問題の現況を紹介したもので、これまでの実態調査の結果[34]、取締法規・政策の変遷、押収薬物の種類と量などが示されている。第一六の資料はその英訳である。

第10表　1985年の認知件数と1985年・1975年の検挙率(%)

	認知件数 (1985)	検挙率 (1985)	検挙率 (1975)
謀殺・故殺・傷害致死	561	63	71
傷害	31,996	53	65
強姦	1,035	40	56
自動車盗	44,967	17	33
自転車盗	89,886	2	3
住宅侵入盗	24,298	10	14
前室・地下室侵入盗	28,129	5	10
バイク等の窃盗	125,231	6	8
店舗盗	61,067	76	72
銀行・郵便局強盗	242	43	63
商店強盗	435	41	53
対人強盗	3,150	21	31
詐欺	94,738	69	75
器物損壊	74,008	20	22
酒気帯・酒酔運転	19,769	86	90
麻薬取締法違反	35,971	96	81
密輸取締法違反	2,704	110	85
全刑法犯	894,396	27	28
全犯罪	1,018,349	35	37

(Forskning 1986: 4, p.84, tab.11.)

例年は薬物犯罪の項でアルコール乱用に関わる犯罪の説明がなされていたが、昨年から省略されている。本年は、酒酔運転に関する簡単な説明がなされている。道交法ではアルコールの血中濃度〇・五～一・五パーミリの場合を酒気帯運転[35]、同一・五パーミリ以上を酒酔運転と定義している。その双方を合わせて、一九八五年には一九、七六九件発生しており、これは前年比一〇％の減少となる。

北欧比較と事件処理の流れ（ともに執筆は Lars Dolmén）が例年と同様にのせられている。

北欧比較では、比較する上の問題として、各国間の相違（届出傾向などの事実面、立法や法実務などの法律面、統計資料の収集、体系化などの統計面）に触れている。統計資料としての犯罪の数え方は、ノルウェーでは同一の機会に多数の犯罪が行われるとその中の最も大きいもの一つを数えるのに対し、スウェーデンでは一般的に例外なくすべての犯罪を数える。そして、他の諸国は、その中間的立場をとっているという。犯罪の水準は、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェーの順である。罪種別構成比はどこも財産犯が大半で、大きい異同はない。

事件の流れ[36]については、犯罪の発生から執行に至る過程での各段階における統計が示されている。認知犯罪一、〇一八、三四九件のうち、三五九、〇〇〇件が

第11表　訴追人員と制裁(1985)(%)

	起訴放棄	略式命令	罰金	条件付判決	保護観察	拘禁	その他	計(人員)
生命・健康に対する罪	7	8	27	18	9	24	7	6,930
性犯罪	9	-	31	9	12	32	7	586
盗犯	33	27	9	10	7	8	6	36,519
詐欺等	19	7	12	27	13	13	9	7,989
器物損壊	18	21	57	-	1	-	3	4,434
麻薬取締法違反	17	26	12	4	11	23	7	4,052
飲酒交通違反	9	54	19	1	2	14	1	34,238

(Forskning 1986：4, p.101, tab.21.)

検挙(37)（解決）され、それに対応する九三、〇〇〇人の被疑者が処理されている。検挙率の罪種別一覧表（第10表）が示され、地域別の分析もなされている。罪種別に一九七五年と一九八五年との処分選択の変動が報告されている。一九八五年における罪種と制裁の関係は第11表の通りである。

末尾に掲載されている論文は次の六編である。

Jan Ahlberg, Läktarvåld I. En empirisk studie av gärningsmän（観衆の暴力I、行為者の経験的研究）

Edvard Wibling, Läktarvåld II. Förslag till åtgärder（観衆の暴力II、措置の提案）

Peter L Martens, Sexualbrott mot barn belyst i kriminalstatistiken（犯罪統計からみた児童に対する性犯罪）

Artur Solarz, Informationsteknologi och den moderna brottsligheten（情報技術と現代的犯罪）

Ulla Björkman, Miljöskyddsavgiften som sanktion vid miljöjbrott（環境犯罪における制裁としての環境保護課徴金）

Lars Häll, Offer för vålds- och egendomsbrott 1978-1984（人身犯罪及び財産犯罪の被害者、一九七八―八四年）

第一と第二の論文は、観衆の暴動を扱っている。第一の論文は一九八四年中にあるフットボールスタヂアムで発生した暴力事件で逮捕された者と一九八四～五年に行われた二つのフットボール試合の際に逮捕された者合わせて一二五人の実態調査である。逮捕事由は喧嘩と酩酊、性別は男が多く、年齢は二五歳

以下、犯罪前歴者六〇％、犯罪歴のない者の半数は社会保護記録保有者であった。

第二の論文は、観衆暴動の原因と対策を述べたもので、原因としては、失業、アルコール、文化的宗教的対立、衝動性の暴発をあげている。

第三の論文は児童に対する性犯罪の公式統計による調査である。女子の九％、男子の三％は一八歳以前に性的な接触を受けている。また女子の一％は実父（又は義父）に性的関係を求められている。[38] そして事件が届け出られることは稀である。児童に対する性犯罪のすう勢は社会の性意識の変化に対応しているというのが著者の主張である。最近は処分が重くなる傾向にある（拘禁が増加している）とされる。

第四の論文は、コンピュータ犯罪に関するものである。[39] コンピューター犯罪に対するスウェーデンをふくめた北欧四国の態度は、これを新たな犯罪類型として構成せず、従来の既存の刑罰法規の改正によってこの犯罪に対処していくというところに特徴がある。この立場に立って、コンピューターによる詐欺、[40] データ通信の盗聴、[41] コンピュータ時間の窃盗、コンピューターの不法使用と占有の関係、[42] 個人のプライバシーの保護[43]の五点での、刑法の規定の改正について述べている。

第五の論文は、環境犯罪に対する制裁として刑罰手段に頼るのをやめ、むしろ、行政罰としての環境保護課徴金を科することを提案しているもの。[44] とくに、自然保護局(SNV)の提案として、課徴金の額を、環境破壊によって得た利益を全部出させる額に定めることが述べられている。また、一九八一年以来の課徴金の活用の事例が紹介されている。

第六の論文は、一九八四年の中央統計局の生活状態の調査資料（一六～八四歳の者七、二一九人の訪問面接記録と一九七八年の同じく一〇、三〇〇人分（一六～七四歳）の調査資料）によって人身犯罪と財産犯罪の被害状況を比較分析したもの。成人の五～六％が毎年人身犯の被害にあっている。世帯の二〇％が毎年何らかの財産犯の被害にあっている。最近は女性が被害の情況を調査時に語りやすくなっているという。被害にあいやすいグループは一九七八年と一九八四年とでは余り変っていない。それは、㈠勤務先における争い（男が多い）、㈡少年が街角で被害を受ける場合、㈢女性が家庭内で被害を受ける場合である。以上は人身犯についてである。

一九七八年に人身犯の警察への通報率は二〇％であったが、一九八四年には二九％になった。一九八四年には一九七八年に比べ財産犯の被害が凡そ二〇万件増加した。財産犯の被害者で警察に何らかの連絡をとった者は五一％であった。

第五の報告書は、児童の社会性をのばすための実践的教育活動を、八箇所のコミューンの経験によりまとめたものである。Falun, Ale, Linero, Skellefteå, Granloholm, Jönköping, Haninge (Handen), Stockholm (Sätra) の活動の内容が紹介されて

いる。

第六の報告書は、個人個人が犯罪を予防する上での問題点を調査し、具体的な犯罪予防の心得を提案したものである。第一部、個人的犯罪防止手段一覧、第二部、犯罪と犯罪防止活動、第三部、犯罪をどのように抑止できるか、第四部、こうすれば最善の防止になる、の四部からなっている。第一部では、犯罪防止のための公私の機関の活動の他、外国の状況[45]が紹介されている。第二部では、最近の犯罪のすう勢と原因[46]、警察の活動などが述べられている。第三部では、個人が犯罪の発生を抑えるためにとり得る行動が例示され、それぞれに法律的な検討が事例をあげてなされている。また、被害回復の手段についても述べられている。第四部では、個人が犯罪にあわないための具体的な提案が標語的に示されている。全部を掲げると、㈠ 近所で誰かが乱暴されていると思ったら警察に電話するのをためらってはいけない。㈡ みしらぬ、酒に酔った人にであうのを避けよう。㈢ 職場で提供される安全教育、予防教育に参加しよう。㈣ よい鍵とよい隣人とをもとう[47]。そうすれば、侵入盗は防げる。㈤ しっかりした鍵を使用、車から離れても車がなくならない機会を増すようにしよう。㈥ 簡単な安全対策を日常化しよう。そうすれば、職場はずっと安全になる。

第七の調査報告書は競技場（とくにフットボール）などで発生する観客の暴力の原因と対策、とくに具体的な発生防止措置についてのものである[48]。

一九八五年五月二九日のベルギーのブリュッセルにおける事件[49]は日本でも有名であるが、同様な事件は日常化している面もあり、ヨーロッパ共同体は、この問題に関する協定を一九八五年七月末に閣僚理事会で採択している[50]。

この協定の内容の紹介もふくめて、観客の暴力を防ぐための措置を、長期的展望のもとでは民衆の態度の変容、短期的展望のもとでは暴徒に対する直接措置、として検討している。防止手段としては、人的配置（警官、警備員）の問題と、技術的措置（観客の誘導、対立する応援団の分離、非常口など）の問題がとり上げられている。また、観客がゲームを落ち着いて楽しめるような競技場の設備等についてもそれを防止策の中にふくめて考えている。

内容を目次で示すと、第一部、観客暴動一般、第二部、観客暴動に対する措置、第三部、英国の経験、第四部、ポップコンサートの場合、第五部、付録となっている。

第八の報告書は、犯罪の捜査段階、公判の段階、公判終了後の段階の各々における被害者の地位と被害者に対する援助措置について述べているものである。

第九の報告書については上述した[51]。

第一〇の報告書は、旧児童福祉法下における少年福祉学校の、現行社会サービス法のもとでの現況に関するものである。

社会サービス法[52]は、社会福祉の領域から「強制」の要素を極力排除している。従って、非行少年（一五歳未満の者）の扱いにおいても原則的には任意ベースで保護措置がとられることになる。しかし、非行少年の保護を強制的要素なしに実現することはほとんど不可能で、社会サービス法は、非行少年については特別に強制措置をとることを認めている。

少年の保護に関する特別現定(Lag med särskilda bestämmelser om vård av unga (SFS 1980: 621) 以下ＬＶＵと略す。)は、少年が依存性の薬物の乱用、犯罪行為もしくは他のこれに類する行動によって自己の健康及び成長を重大な危険にさらしている場合には、その者の保護にあたって、特に厳格な監督の下に置く必要のある少年の保護のために、このような保護に適合するホームを設けるべきであると定めている（同法一二条）。この規定は、旧児童福祉法に根拠をもっていた少年福祉学校[53]に相当するものを社会サービス法の中で実現しているものである。同時に、社会サービス法は、このホームの運営主体を国から地方に変更しており、一九八三年以来、従来の国立の少年福祉学校は、すべて右の一二条の規定によるホームとしてランツティングの管理下に移されたのである。本報告書は、この移管の目的が少年福祉学校の機構改革ではなく、施設と少年のホーム・コムーンとの協力関係を拡大し、保護の方法に近接性、継続性、柔軟性[54]をもたせるところにあったとする。ここでは、著者に従いこの施設を「一二条ホーム」と呼ぶ。

一二条ホームへの入所手続は、コムーンの社会福祉委員会の措置決定に基づきホームの所長が行なう。少年の年齢、発達状態、教育などを考慮して、収容の適否が決定される。通常少年は、社会福祉委員会による警告や個人の家庭ホームでの処遇を経て、一二条ホームに収容されている。このような段階処遇は旧児童福祉法の処遇原則であった[55]が、社会サービス法では否定されたものであった[56]。また、収容の必要性は、犯罪を犯して拘置される等切迫した場合が多く、収容の適否の判断のための時間的な裕りがない。改善を要すべき点であるとされる。検察官は収容を成人事件の拘置と同じものとみなしているとも指摘する。

一九八二年には一二条ホームへ三七八人の少年が収容された。このうち六〇％は旧児童福祉法、ＬＶＵの措置を受けており、四五％は家庭ホームの経験がある。四六％は児童福祉施設の収容歴があり、一二％は精神医学的クリニックに収容されている。一六歳以上が八〇・三％を占め、八一・二％は男である。一九八二年の新入所者の入所事由で一番多いのは乗物盗を含む財産犯、次が薬物乱用である。典型的な収容者像は、平均一七歳、大都市出身、窃盗の常習、酩酊、離散家族出身者で、五～六回個人の家庭に委託された者。少年の成育環境は悪く、同じ境遇

第1図　12条ホームの位置と定員（カッコ内）

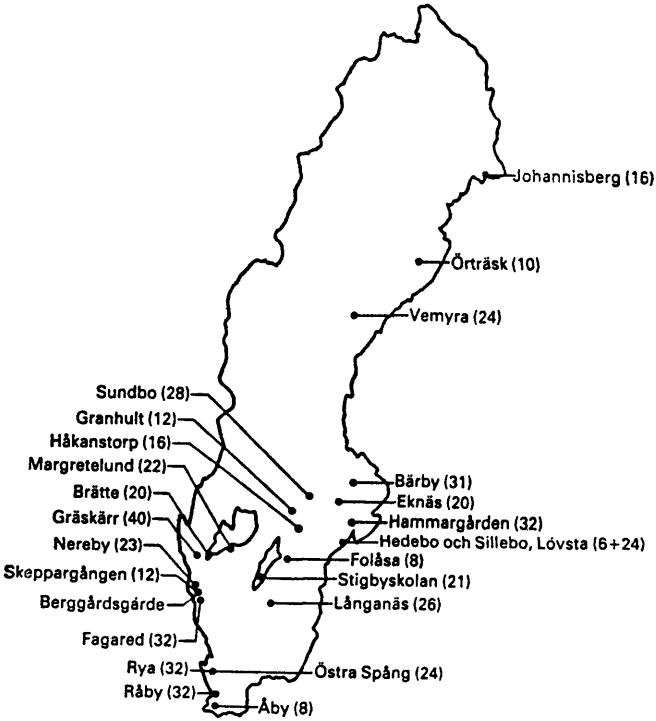

(BRÅ kansli PM 1986：4, p.44.)

に育った親が自らと同じ経験を子供にさせている場合が多い。しかし他方、一二条ホーム収容者を同種類の少年の集団とみることはできず、異質な個人の集りとみるべきだとされる。退院理由は、収容目的の達成、満齢、矯正保護施設その他の施設への収容が各々三分の一を占めている。

精神医学的視点から問題の多い少年が多数収容されており、例えば、脳障害、発達遅滞、遺伝的に攻撃性が大きい少年などがみられ、精神分析的視点を入れると、自我の弱さ、早期の一次的性格障害などがみられる。レブスタにおける一九七八年の調査は、「過去も未来ももたない、現在しかない者、他人の感情を全く理解できない者、社会的ハンディキャップが極めて大きく、精神療法が効果を示さない者」[57]としている。

一二条ホームは全部で二四（第1図参照）あるが、この大半は旧少年福祉学校をそのままひきついでいる。しかし、二施設は、治療共同体をめざしてその運営を行っているという[58]。収容定員は五〇〇床だが、他に退院者の宿泊、居住設備が五〇床ある。職員の定員は八〇〇

人である。事務職員はその二〇％である。一施設当りの定員の平均は八人～四〇人である。一四施設に閉鎖室の設備がある。施設は、旧少年福祉学校同様「学校ホーム」と「職業ホーム」とに分れている。治療共同体では、義務教育を与え、その上に、高校教育、高等国民学校の教育を与えることを目指している。設備は、ほぼ高等学校なみで、収容者全員に個室が与えられている。

職員は一二条ホームの最大の資源である。各々に経験豊かで、その活動の仕方は施設毎に異なっている。その相違は、職員の処遇活動の基礎になっている処遇理念に基づいている。職員の知識、感情移入能力、及び献身性が、適切な物的資源と結びついて、施設の雰囲気と処遇効果とに決定的影響を与えている。少年には、通常一～二人にコンタクトパーソンがついている。その他、職員が処遇チームを形成していること、社会福祉委員会との連絡、処遇検討会、教育指導の内容、作業、余暇、一二条ホーム独特の規則（強制措置の内容）が述べられている。

一二条ホームの強制措置の内容としては、施錠室の利用等による自由の制限、手紙等の検閲、薬物の没収、単独処遇が挙げられている。これを形式的規則とすれば、非形式的規則としては、暴力行為の禁止、薬物の禁止、逃走の禁止が挙げられるという。

最後に将来にむけての一二条ホームのあり方についての著者の見解をみておきたい。前にも述べた通り、一二条ホームの運営の責任はすべて地方に移管された。そこで、著者は各々の管理主体を対象にしたアンケート調査を実施している。結果は次のように要約できる。

㈠一二条ホームにはそれに適した対象少年を選択すべきであり、その例として、ある州の分類が載せられている。[59] ㈡処遇は開放処遇を原則とすべきであるとされる。強制隔離の必要性を是認している管理主体は少ない。㈢精神障害少年が一二条ホームには多く、その処遇体制の充実が求められる。㈣コムーンには収容定員一床当り二五、〇〇〇クローナの国庫補助が見込まれ、コムーンの保護形式の選択に役立つようになっている。

第一一の報告書は、経済犯罪のいわば各論研究である。はじめに、経済犯罪の定義、原因に関する論著にふれ、業種別による経済犯罪の実態、原因等についてのこれまで発表された論文、研究の内容を紹介しているものである。一四の論文、研究等がとり上げられている。

第一二の報告書は、一九八二年に発表された「犯罪と交友関係」（Brottslighet och kamratrelationer, Rapport 1982: 5）の改訂英語版であり、著者は同じくサルネッキ（Jerzy Sarnecki）である。序文によると、序論の書きかえ、一九八一―八四年の追跡調査の追加、及び一部の省略、短縮がなされている。[60] 「犯罪と交友関係」には、別に短縮版が出版されており、[61] それによって

第12表　各期間ごとに主群の行った犯罪の数と人員

期間	犯罪	%	人員	%
1 ('75.1.1～ 6.30)	225	10	154	27
2 ('75.7.1～12.31)	213	9	143	25
3 ('76.1.1～ 6.30)	289	13	168	29
4 ('76.7.1～12.31)	252	11	177	31
5 ('77.1.1～ 6.30)	187	8	135	23
6 ('77.7.1～12 31)	265	11	126	22
7 ('78.1.1～ 6 30)	100	4	72	13
8 ('78.7.1～12.31)	152	6	63	11
9 ('79.1.1～ 6.30)	117	5	59	10
10 ('79.7.1～12.31)	166	7	73	13
11 ('80.1.1～ 6.30)	190	8	64	11
12 ('80.7.1～12.31)	194	8	53	9
13 ('81.1.1～ 6.30)	151	15	67	12
14 ('81.7.1～12.31)	151	15	70	12
15 ('82.1.1～ 6.30)	117	12	58	10
16 ('82.7.1～12.31)	129	13	64	1
17 ('83.1.1～ 6.30)	103	10	51	9
18 ('83.7.1～12.31)	110	11	48	8
19 ('84.1.1～ 6.30)	114	12	47	8
20 ('84.7.1～12.31)	124	12	43	7
1－12	2,350	100	575	100
13－20	999	100	575	29

(BRÅ Raport 1986 1, p.38, tab 2 及び p.117, tab.26.)

この資料の大要はほぼ理解できると思われるので[62]、ここでは、一九八一―八四年の追跡調査についてのみ紹介する[63]。なお、序論では、米国のシカゴ学派、分化的接触理論、緊張理論、統制理論、漂流理論がとり上げられ、家族と友人関係のどちらが少年非行と関係が深いかという観点から論じられている。また、本研究の目的は㈠スウェーデンの少年非行の集団としての性格の研究、㈡少年非行の集団的性格を公式統計から明らかにしようとする方法のテストにあるとされる。

さて、予後調査であるが、前回の調査で一九七五年一月一日から一九七七年一二月三一日の三年間に何らかの犯罪で警察に補導されたA市の少年五七五人（主群[64]）のうち、一六七人（二九％）が一九八一―八四年の四年間の間に再度犯罪をして補導されている。

前回調査において、一九七八―八〇年は追跡期間とされていたが、これをふくめ、一九七五年から一九八四年の間の、これら五七五人の少年の地理的移動をみると、全体で当時A市に居住していた者の一〇％が市外に去っている。そして、非行集団と係っていた者の市外移住率の方がそうでない者よりも多くなっている。この傾向は非行性の大きい少年ほど大きい[65]。しかし、永続的存在であった非行集団a、c、xに属していた者の場合にはA市の属する州内で犯罪を反覆し、処分を受けている者が多かった。そして市外への移住者が再犯した事例は少なかったとされる。

前出の一六七人は、併せて九九九件の犯罪を行っており、その干与数[66]は一、一九〇であった。干与数の一人当り最大は九八、上位一五人（九％）の干与数は合計四六四（三九％）に達している。総じて、一九七五―七八年の間の非行性の大きかった者が一九八一―八四年の間も引きつづき犯罪をしている。しかし、一人当りの犯罪数は前回の四・〇九（2350／575）から今回は一・七四（999／575）に減少している。ただ、非行の続いた者の場合は一人当り五・九八（999／167）と逆に増加している（第12表参照）。

次に、一九八二―八四年の間に犯罪を新たにして警察に補導された一九六四―七四年生れの少年は六一一人であった。このうちの三五人は前記主群に属し、七人は前回調査の追加群Ⅱ[67]に属していた者であった。この六一一人と主群五七五人とを比較すると、男女比、最も活動的な者の生年、平均年齢に関してほぼ同様の結果を示しており、A市の非行はこの一〇年間にほぼ同様のパターンを、メンバーの入れかえが生じただけで、反覆しているという事実が認められた。

今回調査の六一一人中犯罪干与数二〇以上の者が二二人いたが、その中の六人は、前回調査の主群に含まれている者であった。しかも前回は非行がなく、今回始めて非行のあった五六九人のうち四七人（八％）は主群に属する者と共に犯罪を行っている。逆に、今回初めて非行をした者で問題のない少年達は、主群に属する者との関係がない者だとA市の警察は認めている。

かくて、調査の全期間を通して、非行少年の核になる者が存在し、それら小数の者を中心に非行が継続して発生していくことが確かめられたとされる。そして、著者によれば、この事実は、シカゴのスラムにおいてショーとマッケイとが得た結論と一致するものである。又、本稿では紹介を省略するが、警察庁の統計も、右と同様の事態を示している。

第一三の資料は、一九八六年現在のスウェーデン刑法の英訳である。一九八六年になされた大きい改正は、企業罰金の導入で、刑法三六章に七条から一七条まで一一箇条が追加されている。それによると、㈠事業に伴う特別な義務を無視するか、同様の重大な犯罪、㈡その犯罪を防止するのに本来当然行うべきことを行わなかった場合の二つの場合、企業活動の実行中に生じた犯罪に関し、検察官の請求により企業罰金が企業に科される。

企業罰金の額は一万クローナ以上三百万クローナである。ただし、㈠企業の代表者が処罰された場合、㈡法律により他の制裁を企業が受けた場合、㈢その他特別な理由がある場合には、企業罰金の免除又は減額が行われる。

その他ではコンピューター詐欺の現定の追加と収賄罪の規定の変更がなされている。

第一四の資料は犯罪の計量経済学的分析にかかる論文集である。著者はアメリカ人で犯罪防止委員会の協力を得て研究が行われている。次の三編の論文をふくむ。

Harold L. Votey, Jr, The Allocation of Police Manpower across Counties in Sweden.

Harold L. Votey, Jr, Substance Abuse and Crime in Sweden: Econometric Estimates of Linkages

Harold L. Votey, Jr & Perry Shapiro, Moral Compliance, Private Self-Interest and Exposure to the Law: The Response of Swedish Drivers to Drunken Driving Controls

第一五の資料は、第四の資料中のJ・アールベリィ（Jan Ahlberg）の論文の英訳である。[68]

第一六の資料は、第九の資料の英訳である。

第一七の資料は、スウェーデンの日数罰金制度の解説である。大多数の罰金は検察官の権限の範囲内で科されていること、限られた範囲で小額の罰金を警察官が科していること、罰金の額の決定には裁判所の実務が尊重されていること、日数罰金一単位当りの金額は年収の千分の一とされていること、罰金の額の決定に当って配偶者や子供への扶養義務が考慮されていること、その他金額の決定手続、個人の課税所得額が公表され、その一覧表が出版されていること、裁判所（参審員）が他の人々の年収、資産を評価できる態勢にあること、換刑処分の少ないこと（年間平均四〇件という）、分納制の存在、高額所得者にとっては犯罪の内容に比べて金額が大きくなりすぎる場合のあることなどが述べられている。著者は、I・ストラール（Ivar Strahl）の言葉を引用してこの制度に対する肯定的態度を示している。

（1）一九八四年以降の報告書・出版物の分類方法の変更に従い本年以降この表示を用いる。

（2）これは、スベリ教授が滞日中、アジ研その他で行った講演等を一冊にまとめたものである。収録内容は左記の通り。このうち最後のものの邦訳が、犯罪報道と人権（法学セミナー増刊、日本評論社）に収録されている。

Crime Policy

The Treatment of Juvenile Delinquency in Sweden

The Psychological, Social and Economic Consequences of Imprisonment

Correctional Policy in the Context of Overall National Planning

Why and How to Measure Imprisonment

Recent Changes in Correctional Policies and Practices in Sweden

Juvenile Crime and Industrialization

Juvenile Crime in the Swedish Mass Media-The Influence of the Press Ombudsman

なお、前野育三「スウェーデンの刑事政策」法と政治三五巻一一号参照。

（3）これについては、いずれ機会をみて紹介する予定である。この審議会については、拙著、犯罪者処遇の思想（慶應通信刊）一五五頁参照。

（4）表題から明らかなように本書はデンマーク語で書かれていてその紹介は困難であるが、冒頭にコペンハーゲン大学の犯罪学研究所の内容と各スタッフの専攻分野と業績が紹介されており、貴重である。収録論文は左記の通り。

Flemming Balvig, Mer Politi!? Om kriminalitet, opklaringsprocent og politiets styrketal

Vagn Greve, Narkotikalovgivningen i Danmark set fra en retspolitisk synvinkel: En kritisk vurdering af gældende lovgivning og dens anvendelse

Berl Kutchinsky. Om incestproblemets udbredelse

Britta Kyvsgaard, Samspellet mellan kriminologisk forskning, straffeideologierne og retssystemets udformning og praksis de seneste årtier.

Henrik Stevnsborg, Heksetro og hekseret

Henrik Viltoft, Politiets anvendelse af agenter, jf. betænkning nr. 1023 1984.

(5) この報告書の内容は、「毎年一〇〇人近くのフィンランド市民がスウェーデンから追放になっている……」として BRÅ APROPÅ nr 3. 1986 に紹介されている (M. Olsson, Finland tur och retur, Brå apropå nr. 3, 1986, pp. 21 ff.)。

(6) Forskning 1986: 1, p. 7.

(7) Ibid., pp. 7 ff.

(8) Ibid., p. 65.

(9) Ibid., pp. 65–67. (G. Wiklund, "Jag känner inte mej bitter", Brå apropå nr 3, 1986, pp. 24 ff. cf.)

(10) 田中八郎「スウェーデンにおける新警察制度」警察研究四〇巻五号一一頁以下参照。この改革により、当時五五四箇所にあった自治体警察が廃止され、一一八の警察区に統合された。これが警察と市民との間に溝を作ったと批判され、地域警察（KP）創設の背景になった (J. Knutsson & P. Partanen, Likheter och olikheter mellan kvarterpoliser och ordningspoliser, Brå apropå nr 3, 1985, pp. 25 ff.)。

(11) Forskning 1986: 2, p. 5.

(12) Ibid., pp. 46 ff.

(13) Ibid., pp. 13 ff.

(14) Forskning 1986: 3, p. 21 cf.

(15) Leif G. Persson, Ekonomisk brottslighet i Sverige, Brottsutvecklingen 1984, Forskning 1984: 5, pp. 113 ff. 拙著、スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観（以下「概観」と略す。）（一九八四年）、法学研究五九巻五号九九頁参照。

(16) Op. cit. Forskning 1986:3, pp. 10 f.

(17) 「概観（一九八四年）」、法学研究五九巻五号九九頁及び「概観（一九八一年）」、法学研究五五巻五号八三頁参照。

(18) Op. cit. Forskning 1986: 3, p. 15.

(19) Ibid., pp. 123 ff.

(20) Ibid., pp. 74 f.

(21) Ibid., p. 84.

(22) 「概観（一九八五年）」、法学研究五九巻九号八一頁以下参照。

(23) Op. cit. Forskning 1986: 3, pp. 96 f.

(24) Ibid., pp. 120 f.

(25) 「概観（一九八三年）」、法学研究五八巻三号七一頁以下、「概観（一九八四年）」法学研究五九巻五号九四頁以下。

(26) Brottsutvecklingen 1986, Forskning 1986: 4, p. 16, Brottsutvecklingen 1985, Forskning 1985: 5, p. 19, tab. cf.

(27) Per-Olof H. Wikström, Everyday Violence in Contemporary Sweden, Report No. 15. (「概観（一九八五年）」、法学研究五九巻九号九五頁以下。)

(28) The Swedish Penal Code 1986 (Report 1986: 2), pp. 18 f. 「概観（一九八四年）」、法学研究五九巻五号九五頁。

(29) Nils Beckman et al., Brottsbalken I, 4:e uppl., 1978, pp. 327f. cf.

(30) Op. cit. Forskning 1986: 4, p. 49, tab 7.

(31) 一人の犯人が検挙されると、その者の余罪が芋づる式に発覚す

ることをいう（「概観「一九八四年」」、法学研究八六巻五号一〇八頁註六五）。

(32) Johannes Knutsson et al., När checkbedrägeri försvann, Rapport 1980: 4.

(33) Brottsutvecklingen 1984, Forskning 1984: 5.（「概観（一九八四年）」、法学研究五九巻五号九六頁参照。

(34) Narkotikautvecklingen 1982, Rapport 1982: 2.（「概観（一九八二年）」、法学研究五六巻一〇号六二頁以下。）

(35) 表現が rattonnykterhet から trafikonyterhet に変化している。

(36) 流れ図の形式は、「概観（一九八四年）」、法学研究五九巻五号九八頁、図2参照。

(37) 「概観（一九八三年）」、法学研究五八巻三号七九頁、註三参照。

(38) これは、ベーシュマンの指摘（Leif G. Persson, Våld mot kvinnor—Verklighet, myter, Kriminologi och kriminalpolitik, Information 1984:1.「概観（一九八四年）」、法学研究五九巻五号一〇一頁）と一致している。

(39) Artur Solarz, Datorteknik och brottslighet, Rapport 1985: 3.（「概観（一九八五年）」、法学研究五九巻九号八四頁以下参照。）

(40) 刑法九章一条二号。

(41) 刑法四章八条、データ法二一条。

(42) 刑法一〇章七条。

(43) データ法二条～六条a。菱木昭八郎、「スウェーデン・プライバシー立法の現状と将来」、ジュリスト臨時増刊一九八一年六月五日号（情報公開・プライバシー）、二五五頁以下参照。

(44) Anne-Mari Sätre, Lönar sig brott- och straff? Rapport 1985: 4.「概観（一九八五年）」、法学研究五九巻九号八六頁参照。

(45) 日本については次のように述べられている。繁雑ではあるが、全文を訳出する。

日本は、刑事政策的観点から西欧世界に比べて犯罪水準が低いことで関心をもたれている。この国は、その他の点では西欧において高い犯罪水準に意味のある多数の前提条件を備えている。この国は高度技術的産業社会であり、都市化が達成されており、アルコールが一般的に受容されており、商業主義が花開いている。西欧に輸出され、多くの人に好奇心をもって見られている闘争的スポーツ――武道、空手等――、暴力シーンのある映画フィルム（侍を描いたもの）は、日本の伝統に属している。

犯罪阻止要因として、外からの望ましくない影響を妨げ、困難にするこの国の地理的位置があげられている。その他に、移民が極端に少ない。文化と伝統とは、かくて比較的他から影響を受けずに、上位の者と規範とを尊敬することによって法遵守を促進してきたと見られる。よく指摘される第二の原因は、安定した政治的状況、経済的発展、労働市場の穏やかな風土、日本人の高い教育水準である。この国は、また厳しく制限され、よく統制された武器保有の制度を有している。

第二次世界大戦後年を経ずして、日本は、重大な薬物犯罪（阿片、ヘロイン）を事実上廃絶するのに成功した。それは、その後も非常に低い水準に抑えられてきている。それに反して、覚醒剤にかかわる犯罪は急激に増加し、確立したヤクザ集団による組織的犯罪が重大な問題になっている。一九七〇年代末より、万引き、自転車盗、バイク盗を主体とする少年犯罪の増加が注目されている。

日本の低い犯罪水準に意味があると思われることの第一は、世界で最も効果的と思われる警察組織である。人口比では警察

官の数はスウェーデンとほぼ同じであるが、検挙率はスウェーデンの約二倍である。

日本の警察活動の重点は地域的場面におかれている。いわゆる「交番」と「防犯協会」の活動は、特に関心をひく。法務委員会の帰朝報告を引用したい。

「交番は、小さい、常駐の警察署である。ここには、ありとあらゆる伝統的な警察事務が行なわれるだけでなく、更に一般的な社会サービスが行なわれている。交番システムは、ほぼスウェーデンの地域警察活動（Kvarters- och områdespolisverksamheten）に匹敵するものである。

交番システムは、警察は、できるだけ人々と接触し、必要に応じて常に民衆を保護し、援助する態勢をとらなくてはならないという考えかたに基づいている。約百年前に交番システムが導入されたとき、その目的は、第一に市民に対する監視と統制とを増すところにあった。この目的はなお現実性を帯びているとはいえ、今は、活動の重点は一般市民に対して、とりわけ警察的事項に関してサービスを提供するところにある。活動の方向と範囲とは、日本における警察の人気に非常に貢献している。警察への一般市民の協力と支持とは大変良く、それ自体で警察の仕事の有効性に意味をもっている。」

大都市の交番はたくさんあり、そこでは同時に三―四人の警察官が、三交替性で勤務している。大都市以外の地域では、交番は、その場所に家庭を持っている一人の警察官で構成されている。原則として常に誰かが待機していなければならないので、警察官の妻は、必要に応じ特別給を得て仕事をしている。その業務は、社会的な相談事務から犯罪の捜査にまで及んでいる。

「活動の主要な部分は交番の所轄する地域に居住し、働いている人々をよく知ることにある。このために少なくとも毎年一回家庭訪問がなされ、多数の職場が訪問される。その際、犯罪予防に関する情報が提供され、事故や乱用を防ぐ目的で相談がなされる。訪問の際警察官は、警察活動に関する個人の意見や希望を聞き、更に、個人の抱えている様々な現実的な問題を解決しようと努めている。」

警察官は、特に一人ぐらしの老人や肢体不自由者に注意を払っている。多くの警察官は自分の余暇時間にその地域の児童や少年活動に参加している。殆どすべての交番には、事故や犯罪や紛失物に関するニュースや現実的な事項に関する人々の意見ののっているその地域むけのパンフレットが用意されている。

かくて、交番システムは、直接的近接性、二四時間態勢、迅速な情報の上に成り立っている。

防犯協会は第二次大戦後個人のイニシァティブで設立された。その活動は、任意の寄付によって運営されている。その業務は多面的で、それぞれの地域の住民の構成、犯罪類型等によって異なった方法で実行されている。しかし、少年活動、防犯運動の知識と利害との広報活動は、例外なく業務として行なわれている。防犯協会には支部があり、民衆と警察との協力のための接触の場となっている。他の協会、様々な役所、保護司とも協力している。

少年活動は、訪問活動、家庭との連絡、及び経済的に許されれば、遠足、運動会等適当な余暇利用からなっている。

「防犯協会の業務は特に犯罪の多い地域や特別な機会（例えば、都市の公園での春の祭りや新年の休日にあたって）の屋外「パトロール」を含んでいる。これらの監督活動は、

任意ベース、無報酬で協会員によって行なわれている。協会員の「パトロール」は市民防衛軍の性格をもっていない。その際犯罪が発見されると協会員自身は介入せず、警察官を呼ぶのである。」

……

「東京の防犯協会の代表者の間の一般的な見解は、協会の活動は今日の日本の穏やかな犯罪状況を生み出すのに非常に役立っているということである。」

(Bra Råd och goda grannar……, BR ÅUtredning 1986: 2, pp. 45-47.)

(46) 困窮型犯罪から福祉型犯罪へとの視点がとられている(Utredning 1986: 2, p. 59)。「概観（一九八四年）」、法学研究五九巻五号一〇〇頁参照。

(47) Bra råd och goda grannar…… 本報告書の表題である。

(48) 上述一〇六頁参照。

(49) イギリスチームの応援団とイタリアチームの応援団がブリュッセルのサッカー競技場で衝突し、死者三八人、負傷者三五〇人を出した事件。

(50) 一九八五年一一月一日発効。全文一七条よりなり、本報告書の付録として収録されている（Utredning 1986: 3, pp. 119ff.）

(51) 上述一〇五頁参照。

(52) 拙著、「スウェーデン社会福祉新立法」、家庭裁判月報三三巻一一号一五七頁以下。拙著、犯罪処遇の思想(慶應通信刊)、二〇九頁以下参照。

(53) 拙著「スウェーデンの少年刑務所と少年福祉学校」、法学研究四四巻八号二五頁以下参照。

(54) 前掲家庭裁判月報三三巻一一号一六三頁、一六七頁参照。Kansli PM 1986: 4, p. 23.

(55) 拙著、「スウェーデンの児童福祉委員会」、宮澤浩一編、世界諸邦少年法制の動向、七〇頁以下参照。

(56) 前掲家庭裁判月報三三巻一一号一六三頁参照。

(57) Op. cit. Kansli PM 1986: 4, pp. 40 f.

(58) Ibid., p. 44. 各施設の処遇の内容は、Ibid., pp. 114 ff. に付録としてのせられている。

(59) Ibid., pp. 72f. cf.

(60) Report 1986: 1, p. 6.

(61) Jerzy Sarnecki, Brottsliga ungdomsgäng, Rapport 1983: 2「概観（一九八三年）」、法学研究五八巻三号六八頁以下。なお「概観（一九八五年）」、法学研究五九巻九号八八頁以下も参照。

(62) Ibid., p. 3 (Förord) cf.

(63) Ibid., pp. 106 ff. (ch. 9.) 以下これによる。

(64) 「概観（一九八三年）」、法学研究五八巻三号六九頁。

(65) 同上六九頁。

(66) 「概観（一九八二年）」、法学研究五六巻一〇号七四頁註一七参照。

(67) 「概観（一九八三年）」、法学研究五八巻三号六九頁。

(68) 上述一〇六頁。

BRÅ Apropå 内容一覧

Nr 1

Peter K Martens, Sexuella övergrepp mot barn

Johannes Knutsson, Går det att förebygga brott med information?

Hans-Gunner Axberger, "Eko-brottslingar" finns dom?

Ebbe Lindell, Våldets villkor

Jerzy Sarnecki, Var det möjligt att förutse?—Sprutnarkomaner bland "vuxna Stockholmspojkar", del 2

Artur Solarz, Datorbedrägeri i lagstiftningen

Nr 2

Henrik Tham, Vad är en klok kriminalpolitik?

Kriminalpolitik av Moderata Samlingspartiet, Folkpartiet, Centralpartiet, Socialdemokratern och Vänsterprtiet kommunisterna

Bo Svensson, Forskning kring det triviala

Hans Kolb, "Brottsbekämpande" åtgärder kan vara brottsbefrämjande

Arne Nyberg, Den heliga yttrandefriheten

Gunilla C. Hedberg, Slumrande polisforskare?

Nr 3

Lars Bolin, Kriminalpolitik debatt under fyra decennier

Per-Olof H. Wikström, Familjevåld: Skilj på allvarligt, varaktigt våld och lindrigt, mindre varaktigt våld!

Bo Svenssoon, Villkorlig frigivning och rättssäkerhet

Monika Olsson, Finland tur och retur

Gunilla Wiklund, "Jag känner mej inte bitter"

Erland Strömbäck, Utnyttja barns skadeståndsansvar!

Christer Olsson, Förhandscensur av video — en kontroversiell fråga

Arne Stenkvist, Om våldsporr och finkultur

Nr 4

Henrik Stevnsborg, Häxtro och häxrätt i Danmark

Gunilla Wiklund, Jerzy Sarnecki, ny byråchef: "Det gäller att ha tålmod"

Ulla Björkman och Gunilla Wiklund, Brottsoffrens ställning stärks

Joop van der Reijen, Narkotikapolitik i Nederländerna: Saklighet framför moraliserande

Lisbeth Eklund och Gunilla Wiklund, Konferens om kurser för kriminella: Utvärdera mera!

Nr 5

Torsten Thurén, Journalisten och forskaren

Lennart Grosin, Skolan och det sociala arvet

Eva Larsson, Kvinnor och brott— försummat område

Ronald Clarke, Paul Ekblom, Mike Hough och Par Mayhew, Råkar äldre ut för brott oftare än andra?

Bo Svensson, Det kontantlösa samhället

Nr 6

Artur Solarz, Straff för narkotikabrott

Jerzy Sarnecki, Den styckade kriminalpolitiken

Hans-Gunnar Axberger, Rättssäkerheten och kampen mot den ekonomiska brottsligheten

Anne-Marie Aslaksrud, Förändrad inställning till våldtäktsoffer

Brottsförebyggande arbete i Norden